

浜健介第341号
令和元年8月28日

介護サービス事業者 様

浜松市長 鈴木 康友

「浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第一号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱」の一部改正について（お知らせ）

日ごろ、本市の介護保険行政に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者による訪問型（通所型）サービスの費用については、「浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第一号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱」に定めておりますが、今般、要綱の一部を改正しました。

この要綱の一部改正は、令和元年10月1日から適用されますので、要綱及びサービスコードを御確認くださいようお願いいたします。

記

1 要綱の一部改正の概要

(1) 基本単価の見直し

消費税率引き上げによる介護給付の報酬改定を踏まえ、介護給付と同様の考え方にに基づき、基本単価の上乗せを行う。

(2) 介護職員等特定処遇改善加算の創設

介護給付と同様に、介護職員等特定処遇改善加算を創設する。

2 要綱及びサービスコードの閲覧先

浜松市ホームページ (<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>) から「ホーム」→「産業・ビジネス」→「福祉・介護」→「介護保険事業者の皆様へ」→「介護保険事業者の皆様へのお知らせ」→「指定事業者による訪問型(通所型)サービス関連(新総合事業)」をご覧ください。

担当 健康福祉部介護保険課 指導第1・2グループ 電話 053-457-2875・2787

浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第一号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱 新旧対照表

(変更点は下線部)

改正前	改正後(案)	
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 前条各号に掲げる第1号事業に要する費用の額は、別表1の左欄に掲げるサービス種類に応じて同表右欄に掲げる1単位の単価に、別表2に掲げる単位数を乗じて算定するものとする。</p> <p>第2条第2項～第3条 (略)</p> <p>別表2</p> <p>1 介護予防訪問サービス費 (1月につき)</p> <p>イ 介護予防訪問サービス費 (I) 1, 168 単位</p> <p>ロ 介護予防訪問サービス費 (II) 2, 335 単位</p> <p>ハ 介護予防訪問サービス費 (III) 3, 704 単位</p> <p>注1～注8 (略)</p> <p>ニ～ヘ (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 第1号事業に要する費用の額は、別表1の左欄に掲げるサービス種類に応じて同表右欄に掲げる1単位の単価に、別表2に掲げる単位数を乗じて算定するものとする。</p> <p>第2条第2項から第3条 (略)</p> <p>別表2</p> <p>1 介護予防訪問サービス費 (1月につき)</p> <p>イ 介護予防訪問サービス費 (I) 1, 172 単位</p> <p>ロ 介護予防訪問サービス費 (II) 2, 342 単位</p> <p>ハ 介護予防訪問サービス費 (III) 3, 715 単位</p> <p>注1～注8 (略)</p> <p>ニ～ヘ (略)</p> <p>ト 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>注 トの算定要件等については、令和元年10月介護報酬改定後の訪問介護における介護職員等特定処遇改善加算の取扱に準ずる。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(I)から(III)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、(1)の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算 (I) 又は (II) を算定</p>	<p>文言修正</p> <p>単位数変更</p> <p>新設加算</p>

2 基準該当介護予防訪問サービス費（略）

3 生活支援訪問サービス費（1月につき）

イ 生活支援訪問サービス費（Ⅰ） 934単位

ロ 生活支援訪問サービス費（Ⅱ） 1,868単位

ハ 生活支援訪問サービス費（Ⅲ） 2,963単位

注1～注8（略）

ニ～ホ（略）

（新設）

していることを要件とする。なお、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） イからホまでに算定した単位数の1,000分の63に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） イからホまでに算定した単位数の1,000分の42に相当する単位数

2 基準該当介護予防訪問サービス費（略）

3 生活支援訪問サービス費（1月につき）

イ 生活支援訪問サービス費（Ⅰ） 938単位

ロ 生活支援訪問サービス費（Ⅱ） 1,874単位

ハ 生活支援訪問サービス費（Ⅲ） 2,972単位

注1～注8（略）

ニ～ホ（略）

ヘ 介護職員等特定処遇改善加算

注 への算定要件等については、令和元年10月介護報酬改定後の訪問介護における介護職員等特定処遇改善加算の取扱に準ずる。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。また、(1)の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していることを要件とする。なお、次に掲げる

単位数変更

新設加算

4 介護予防通所サービス費（1月につき）

イ 介護予防通所サービス費

(1) 事業対象者（省令第140条の62の4第2号に規定する被保険者をいう。以下同じ。）又は認定省令第2条第1項第1号に掲げる区分（以下「要支援1」という。）の者若しくは要支援2の者（介護予防サービス計画等において1週に1回程度の指定介護予防通所サービスが必要とされた要支援2の者に限る。） 1, 6

47単位

(2) 要支援2の者（介護予防サービス計画等において1週に1回程度を超える指定介護予防通所サービスが必要とされた者に限る。） 3, 377単位

注1～注7（略）

ロ～ル（略）

（新設）

いずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） イからニまでに算定した単位数の1,000分の63に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） イからニまでに算定した単位数の1,000分の42に相当する単位数

4 介護予防通所サービス費（1月につき）

イ 介護予防通所サービス費

(1) 事業対象者（省令第140条の62の4第2号に規定する被保険者をいう。以下同じ。）又は認定省令第2条第1項第1号に掲げる区分（以下「要支援1」という。）の者若しくは要支援2の者（介護予防サービス計画等において1週に1回程度の指定介護予防通所サービスが必要とされた要支援2の者に限る。） 1, 6

55単位

(2) 要支援2の者（介護予防サービス計画等において1週に1回程度を超える指定介護予防通所サービスが必要とされた者に限る。） 3, 393単位

注1～注7（略）

ロ～ル（略）

ヲ 介護職員等特定処遇改善加算

注 ヲの算定要件等については、令和元年10月介護

単位数変更

新設加算

報酬改定後の通所介護における介護職員等特定処遇改善加算の取扱に準ずる。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、(1)の算定に当たっては、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していることを要件とする。なお、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからヌまでに算定した単位数の1,000分の12に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからヌまでに算定した単位数の1,000分の10に相当する単位数

附 則

この要綱は、平成29年3月24日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

この要綱は、平成30年11月8日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月24日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

この要綱は、平成30年11月8日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。